

監事監査規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人はこぶね（以下「法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほか、この規程による。

(基本理念)

第2条 監事は、この法人の機関として、理事との相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職責)

第3条 監事は、法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。

(理事等の協力)

第4条 理事及び役職者は、監事による法令、定款及びこの規程に定める業務の遂行に協力するものとする。

2 理事または理事会は、監事の職務のために必要な体制の整備に留意する。

(監査の実施)

第5条 監事は、次に掲げる監査事項について、調査、閲覧、立会、報告の聴取等により監査を行うものとする。

- (1) 起案書その他の重要な文書
- (2) 重要又は特殊な取引、債権の保全又は回収及び債務の負担
- (3) 財務諸表等
- (4) その他法令、定款又はこの法人の規程に定める事項

2 監事は、いつでも、理事および役職者に対して事業の報告を求め、またはこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会議への出席)

第5条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、社員総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

3 監事は、理事会に出席できなかつた場合には、出席した理事から、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

4 監事は、理事会以外に開催される重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(理事会への報告等)

第6条 監事は、理事又は職員が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、代表理事（代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは理事）に対し理事会の招集を請求することができる。

3 監事は、理事に対し、業務の執行に当たり、この法人の業務の適正かつ合理的な運営のため、業務の運営又はこの法人の諸制度について、意見を述べることができる。

(理事等からの報告への対応)

第7条 監事は、理事、役職者または職員から、不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがある、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとの報告を受けた場合、調査等の必要な措置を講ずるものとする。

(会計方針等に関する意見)

第8条 監事は、理事が会計方針又は計算書類及びその附属明細書の記載方法を変更する場合には、あらかじめ変更の理由について報告するよう求めることができる。

2 監事は、会計方針又は計算書類及びその附属明細書の記載方法について疑義又は意見があるときは、理事に意見を述べなければならない。

(財務諸表等の監査)

第10条 監事は、理事長から財務諸表等及び事業報告を受領し、これらの書類について監査する。

(監査報告)

第11条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。

2 前項の監査報告には、作成年月日を付し、監事が記名押印をするものとする。

3 監事は前2項の規定により作成した監査報告を、理事に提出する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、監事により決定し、理事会に報告する。

附則

この規程は、2021年4月1日から施行する。(2021年3月27日決定)